

「犯罪被害者等支援策の見直しについて(素案)」に対する

パブリックコメント募集結果

4人の方から、12件の意見をいただきました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	寄せられたご意見の概要	件数	市の考え方
性犯罪被害者の医療支援の事前立替払(本人支払)の免除について			
1	性犯罪被害者が被害直後に必要な医療を受ける際の立替払制度の仕組みを検討してほしい。	1	[意見を参考とする] 性犯罪被害者等が負担される医療費や検査費用の経済的負担に関して、見舞金の支給による負担軽減を検討します。 事前立替払(本人支払)の免除については医療機関との合意が必要であり、制度化は難しいため、個別に医療機関と調整し対応していきます。
民間支援団体への公費助成について			
2	市が民間支援団体へ財政的支援を行い、民間支援団体が財源不足を理由に十分な支援が提供できないということが無いようにしてほしい。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 本見直しでは、犯罪被害者等に対する支援を目的としているため、支援団体への財政的支援については、今後の検討課題とします。
医療的支援の充実について			
3	支援の対象を警察への被害届の有無や、刑事事件として成立したものに限定せずに支援を行ってほしい。また、緊急避妊薬を購入する際に費用負担が障壁とならないように助成制度を整備してほしい。	1	[その他] 支援の対象については被害届の有無や、刑事事件として成立したものに限定しており、警察に確認をしたうえで判断しています。 また、性犯罪被害者等がご負担される医療費や検査費用の経済的負担に関して、見舞金の支給による負担軽減を検討します。
同性支援員による同行支援について			
4	民間支援団体が実施する同性支援員による同行支援について、人手不足を理由に十分な支援が提供できないということが無いよう連携体制を構築してほしい。	1	[今回の意見公募の対象としていないもの] 本見直しでは、犯罪被害者等に対する支援を目的としているため、支援団体が行う同行支援への関与等については、今後の検討課題とします。

未成年者への配慮と権利擁護について		
5	未成年が性犯罪被害者となった場合、保護者の同意が無ければ支援が受けられないというようなことが無いように体制を整備してほしい。	1 [その他] 被害者が未成年者の場合、現在は親権者の同意を取ることでありますが、加害者が親権者であるなど、同意を求めることが適切でない場合については、同意がなくても支援していけるよう個別に対応していきます。
性犯罪加害者へのカウンセリング支援について		
6	大阪府には、性犯罪者に対する心理カウンセリング支援制度がある。性犯罪加害者の再犯率が高いことから、新たな被害者を生まないための対策として、加害者に対する支援について検討してほしい。	1 [今回の意見公募の対象としていないもの] 性犯罪加害者への再犯防止の取組は今回の支援策の見直し内容の対象としていません。 なお、現在、本市においては、司法関係機関等からの求めにより、福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人に対して、保健や福祉等の様々な支援関係者が役割分担等による伴走支援を実施し、社会復帰後の生活安定に向けた取組を行っています。
制度の周知について		
7	市民全員に関わる制度であることを市報で特集して広く周知すべき。	1 [意見を参考とする] 市民等の理解の推進に必要な取組として、ご意見のとおり市報に特集するなど広く市民への周知を行っていきます。
被害者団体が行う運動の支援について		
8	被害者団体が行う運動を支援する内容を条例に記載してほしい。	1 [今回の意見公募の対象としていないもの] 本見直しでは、犯罪被害者等に対する支援を目的としているため、被害者団体が行う運動を支援する内容を条例に記載することはできませんが、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援施策を進めていきます。
立替支援制度等の検討について		
9	加害者から被害者への損害賠償の立替、加害者への請求、加害者への損害賠償請求ができない場合の代替措置への制度を検討してほしい。	1 [今回の意見公募の対象としていないもの] 国が支給する犯罪被害者等給付金は、加害者側からの損害賠償等が受けられない場合について支給されるものとなっており、損害賠償請求にかかる各種支援は国を中心に取り組むべきものであることから国の動向や他都市の事例を注視していきます。

行政手続の負担軽減について		
10	<p>何度も被害状況の説明をしなくてもいいように、行政手続専門の職員を配置し、自宅でも手続きができるようにしてほしい。</p>	<p>1</p> <p>[意見を参考とする]</p> <p>犯罪被害者等が行う手続については、市役所のみに限らないことから、弁護士や行政書士等へ手続きを委任することで、何度も被害状況の説明をする必要が無く、自宅等でも手続きが可能なことから、弁護士や行政書士等への委任がしやすいよう、費用助成の支援をすべく令和8年度予算案に盛り込んでいます。</p>
遺体搬送費用に関する支援について		
11	<p>遺体搬送費用の支援について前向きに検討し、国にさきがけて実現してほしい。</p>	<p>1</p> <p>[その他]</p> <p>ご意見のとおり取り組みます。</p>
見舞金の増額について		
12	<p>見舞金の金額を100万以上に増額をしてほしい。</p>	<p>1</p> <p>[その他]</p> <p>本市の見舞金の金額については、他都市の支給金額等を参考にして、増額をすべく令和8年度予算案に盛り込んでいます。</p> <p>なお、犯罪被害者等に対して国が実施する犯罪被害給付制度においては、令和6年度に制度の見直しが行われ、遺族給付金の最低額は1,060万円となり、重傷病給付金や障害給付金においても支給額の算定基準が見直されました。</p> <p>また、兵庫県についても、令和6年度に見舞金制度を創設し、死亡見舞金30万円、重傷病見舞金10万円の支給額となっています。</p>